

# 東洋史研究

第六十九卷 第一號 平成二十二年六月發行

## 中國貴族制と「封建」

渡邊 義浩

はじめに

- 一 六朝貴族と隋唐貴族制
- 二 貴族意識と國家的身分制
- 三 「封建」の時代  
おわりに

はじめに

1

中國の三世紀から九世紀に貴族制と稱すべき國家的身分制が存在し、日本の戦後歴史學において、その世界史上の位置づけが時代區分論争の一つの焦點となったことは、周知のとおりである。<sup>(1)</sup> 時代區分論争の終焉の後、久しく説かれ續けた研究の細分化を克服するため、「世界史の基本法則」とは異なる視座を持つ比較史の方法が試みられている。<sup>(2)</sup> その際、中國の國家體制を表現する二つの概念である「郡縣」と「封建」が取り上げられることも多い。たとえば、水林彪は、<sup>(3)</sup> 中國

の「封建」の本質を「共同體を基礎としこれを支配するところの、正當な暴力をなにかの程度において分有する族的諸勢力が、幾段階もの人的身分制的統合關係によつて形成する重層的權力秩序」と把握し、それによつて中國の「封建」と西歐的 Feodalitè、日本の中世・近世の「封建制」を包括する視座を構築し得る、と主張する。この試みは高く評價すべきであるが、現在のところ、比較史の陥りやすい概念の過度の抽象化を免れていない。かかる狀況を乗り越えるためには、中國史における「封建」論の特徴とその時代的背景が解明されねばなるまい。

後漢末から魏晉にかけては、中國貴族制の形成期であると共に、「封建」論が活發に主張された時期でもある。貴族制を内在的に理解するためには、中國の傳統思想、就中、儒教において、貴族制がいかなる理念により正統化されていたか、を明らかにする必要がある。本稿は、中國貴族制を「封建」という理念との關係の中で捉え直す試みである。

## 一 六朝貴族と隋唐貴族制

中國における貴族政治に最初に着目した内藤湖南は、<sup>(5)</sup>「唐末までの中世と宋以後の近世をそれぞれ特色づけるのは、前者が貴族政治の時代であるのに對し、後者が君主獨裁政治の時代であることである。そして、貴族政治の時代においては、君主は貴族階級の共有物であつて、絶對的權力を所有することができないが、一方、貴族たちは當時の政治上の位置からはほとんど超越している。第一流の貴族はかならず天子宰相になるともかぎらず、天子が第一流の家柄を持つようになるでもない。それら貴族は、制度として天子から領土人民をあたえられたというのではなく、その家柄が自然に地方の名望家として永續した關係から生じたものであつて、いわゆる郡望<sup>(2)</sup>なるものの本體がこれにあたる」と述べ、貴族の基盤を

②「地方の名望家」や「郡望」、つまり郷里社會に求める説の嚆矢となつた。しかし、①「君主は貴族階級の共有物」という理解は、貴族の表象、すなわち、貴族が自ら抱き、また社會の他の人々に押しつけ共有させようとした貴族觀念そのままの理解と言えよう。『晉書』卷九十八 王敦傳に、

(元)帝初め江東に鎮するも、威名未だ著はれず。(王)敦從弟の(王)導らと與に、心を同じく翼戴して、以て中興を隆にす。時人之が語を爲りて曰く、「王と馬と、天下を共にす」と。

とあるように、「時人」と表現される貴族間の輿論において、琅邪の王氏が皇帝の司馬氏と「天下を共に」している、という觀念が存在したことは否定しないが、<sup>(6)</sup>「君主は貴族階級の共有物」という歴史的事實が實證できるわけではない。

このため、内藤の中世説を繼承しながらも、宮崎市定は、<sup>(7)</sup>「三國時代から唐に至る中國の社會は、寧ろ本質的には封建制が出現すべき社會であつたものが、君主權の嚴存によつて貴族制という特殊な形態を採つたと考える方が真相に近いかも知れない」と述べて、むしろ「君主權の嚴存」こそが、中國獨自の中世の政治形態である貴族制を創り出したとする。そして、内藤の重視する「地方の名望家」の「郡望」と貴族制との關係を九品官人法における郷品と官品との對應として説明したのである。

これをうけた谷川道雄は、宮崎の所説を「官品が郷品によつて決定されるという事實は、貴族の身分・地位がいくら王朝權力によつて付與されているかに見えても、本源的にはその郷黨社會における地位・權威によつて決定されるものであり、王朝はその承認機關にすぎない」と意義づけ、郷黨社會から貴族制を説明しようとする自らの問題意識を鮮明にした。そして、川勝義雄との共同研究により「豪族共同體」論を展開し、矢野主税・越智重明らと論争を繰り廣げる中で、自らの學説を磨きあげていったのである。<sup>(8)</sup>

しかし、谷川・川勝「豪族共同體」論に依據して、郷黨社會から隋唐時代の貴族制を分析・理論化していく研究は、多くはない。西魏宇文泰政權に淵源する胡漢融合の支配階層「關隴集團」が、北周・隋唐の政治・軍事の最高支配集團を形成し、後漢以來の傳統と格式を誇る舊北齊系「山東門閥」と對立し、「貞觀氏族譜」をめぐる軋轢など、唐初においては、これを抑壓する關係にあつたことを説く、陳寅恪の「關隴集團」論への評價が、隋唐貴族制研究の中心課題として存在するためであらう。<sup>(9)</sup>

こうした中、隋唐史研究における貴族の定義は、『貞觀氏族譜』の初奏本で第一等とされた博陵の崔民幹を含む「王・崔・盧・李・鄭」を「山東郡望」とする、柳芳の「氏族論」所載の大姓を基準とされることが多かった。<sup>(10)</sup>これに對して、D「トウイチエツト」は、敦煌發見の「郡望表」に着目しながら、柳芳の「氏族論」に掲げられるような大貴族だけでなく、地方中小貴族をも視野に含めた貴族制研究の必要性を提唱した。これをうけた吉岡眞は、柳芳の「氏族論」所載のおよそ三十姓を「門閥」、「郡望表」から窺いうる地方中小貴族を「郡望」、これらに含まれない層を「庶姓」と規定して、隋唐における支配階層の數的分析を行っている。このように隋唐貴族制の研究において、貴族は郷里社會より規定されることは少なく、『貞觀氏族譜』や各種「郡望表」などに掲載される身分として把握されているのである。

谷川・川勝「豪族共同體」論に代表される六朝貴族論は、郷里社會の視座より貴族の意識を追及し、隋唐貴族制論は、君主權力により編成されることの多い身分制として貴族制を捉える。ともに中國貴族制を研究しながら兩者の捉え方が接合しない理由は、貴族の形成期を扱う六朝貴族論が、貴族の生成過程をその表象から解明せんとしたことに對し、貴族制の崩壞期を扱う隋唐貴族論が、貴族制の改革を目指す君主による貴族制の再編に多く注目するためであろう。しかし、貴族や貴族制に對する分析視角を、郷里社會と皇帝權力のどちらか一方に限定してはなるまい。

實は、郷里社會から貴族を考える視座とされた内藤湖南は、隋唐時代については、前掲した「概括的唐宋時代觀」の中で、「貴族政治の時代には、貴族が權力を握る習慣であるから、隋の文帝・唐の太宗の如き英主が出で、制度の上には於ては貴族の權力を認めぬ事にしても、實際の政治には尙其形式が残つて、政治は貴族との協議體となつた。勿論、この協議體は代議政治ではない。唐代に於ける政治上の重要機關は三つあつた。曰く尙書省、曰く中書省、曰く門下省である。……三省ともに大官は皆貴族の出身であるので、貴族は天子の命令に絶対に服從したのではない」と述べ、君主權力と貴族との對抗關係の中で、貴族政治を説明しているのである。<sup>(13)</sup>六朝貴族論と隋唐貴族制論における二つの方法論は、元來、内藤湖南の貴族政治への分析視角の中に、ともに含まれていた。六朝貴族を君主權力との關係で、隋唐貴族制を貴

族の表象から研究することも必要であろう。

もちろん、唐代の貴族制の特徴である身分的内婚制と士庶區別を六朝に遡って求める研究も行われてきた。君主権力との關係の中で、六朝貴族制も分析されているのである。<sup>(14)</sup>仁井田陞は、身分的内婚制の顯著な事例として良賤不婚制を挙げ、それが唐律令に規定されてから、清末に至るまで法律として存続したことを指摘した上で、六朝および唐初に特徴的な身分的内婚制として、士庶不婚制・特定士族間のみを通婚制を擧げる。六朝の貴族にも國家的身分制としての士庶區別と貴族間の身分的内婚制が存在したとするのである。また、池田温は、貞觀・顯慶・開元と三回にわたって唐で編纂された氏族譜を王朝権力による氏族秩序再編成の意圖が集約的に示されたものと位置づけた上で、梁の武帝が編纂した十八州譜と北魏の孝文帝が編纂した列姓族牒の統合として、唐の氏族譜は生まれた、としている。皇帝が定めた國家的身分制を顯在化する『貞觀氏族譜』は、その源流を南北朝に持つとするのである。

こうした研究が六朝貴族論の側から顧みられることが少なかった理由は、貴族と貴族制が混同されてきたことにある。節を改めよう。

## 二 貴族意識と國家的身分制

かつて掲げた定義によれば、中國の三世紀から九世紀、ことに兩晉南北朝を中心に支配階層を形成した貴族は、(1)農民に對する直接的・間接的支配者であるという階級支配者としての側面、(2)國家の高官を代々世襲するという政治的支配者としての側面、(3)「庶」に對して「士」の身分を持つという身分的優位者としての側面、(4)一般庶民が關與しえない文化を擔うという文化的優越者としての側面のほか、(5)皇帝権力に對して自律性を保持するという側面を屬性として有する。<sup>(17)</sup>かかる五つの屬性は等價値に並立するのではなく、貴族を特徴づける(5)皇帝権力からの自律性は、(4)文化的諸價値の專有を基盤とする。文化などのイデオロギーは、マルクス主義では、有利な立場が不利な立場をだます意識操作の手段、すな

わち虚偽意識と捉えられることが多かった。<sup>(18)</sup>しかし、Pリップルデューは<sup>(19)</sup>、文化を経済と同様に資本と捉え、差異化・階層化・秩序構成といった社會構成の分析を行い、文化資本による卓越性を説き、Rィンシャルチエは<sup>(20)</sup>、ひとつの共同體が世界との、他者との關係を表現するための「特別價値のない」普通のプラチック（日常的實際行動）としての文化を身體化するこの必要性に着目した。儒學・史學・玄學・文學および儒教・道教・佛教の「四學三教」の兼修が尊重された兩晉南北朝の貴族で言えば、儒學・儒教が身體化されるべき根底の文化にあたり、その上で卓越性を含む多くの文化資本に通ずることにより、貴族は文化を自らの存立基盤とし得たのである。

『南齊書』卷三十三 王僧虔傳に掲げる「誡子書」に、

往年史<sup>①</sup>に意とすること有り、三國志を取り床頭に聚置すること、百日許り、復た業を徙り玄に就き、自ら當るに小史<sup>②</sup>に差るも、猶ほ未だ彷彿に近からず。……汝老子の卷頭五尺許りを開き、未だ（王）輔嗣の何の道ふ所、（何）平叔の何の説く所、馬（融）・鄭（玄）何の異にする所、（老子）指（歸）・（易略）例の何の明らかにする所かを知らず。而るに便ち塵尾に盛んにし、自ら談士と呼ぶは、此れ最も險事なり。……且つ論注の百氏<sup>③</sup>・荊州の八表<sup>④</sup>、又才性四本<sup>⑤</sup>・聲無哀樂は、皆言家の口實、客の至らば之をば設くること有るが如きものなり。汝皆未だ拂耳瞽目を經ず。豈に庖廚脩らざるに、而るに大賓を延かんと欲するもの有らんや。……（吾が）舍中、亦た少くして令譽を負ひ弱冠にして清級を越超する者有り。時に王家の門中、優れる者は則ち龍鳳、劣者も猶ほ虎豹なるがごとし。蔭を失ふの後、豈に龍虎の議あらんや。沉んや吾れ汝の蔭爲ること能はざるをや。政は應に各々自ら努力するのみ。或いは身は三公を經るも、蔑爾され聞こゆること無く、布衣寒素なるも、卿相だに體を屈するもの有り。或いは父子の貴賤殊なり、兄弟の聲名異なる。何ぞや。體して盡く數百卷の書を読むのみ。

とある。王僧虔は、①『三國志』などの史學を好み、②玄學を深く學び、③諸子百家に通曉し、④「荊州の八表」と呼ばれる荊州學の成果をまとめた五經を修め、⑤「才性四本」論・⑥「聲無哀樂」論といった哲學的な議論にも精通していた。<sup>(22)</sup>

このほか、佛教にも信仰と造詣を具え、『論書』を著した書論家としてもこの時代を代表する（『南史』卷二十一王僧虔傳）。地理學では『吳郡地理志』と『淮南記』を著し（『太平御覽』卷四十三地部八）、「音律を解」して雅樂の整備に熱意をもち、琴の演奏が得意であった（『南齊書』卷二十三王儉傳）という。儒教の荆州學を身體化し、「四學三教」のうち道教を除いたすべての文化價值において卓越性を持つ王僧虔は、誠子書の中で、貴族の存立基盤は、「琅邪の王氏」という郡望が持つ①蔭ではない。官僚としての地位である②三公でもない。學問をして文化を身につけることこそ貴族としての存立基盤である、と觀念している。表象は人的集合體の生成に積極的な役割を果たし、共有された觀念が現實の社會を變える。また、文化資本を存立基盤とすることが觀念である以上、官職・武力や財産といった政治的・經濟的力量に基づき、皇帝が貴族を屈伏させようとしても、皇帝が貴族の秩序に介入することは難しい。(4)文化的諸價值の専有を存立基盤とする貴族は、こうして(5)皇帝權力からの自律性を持つことができたのである。

もう一例だけ掲げよう。『顏氏家訓』卷一勉學篇に、

梁朝全盛の時、貴遊の子弟は、多く學術無し。諺に云ふに至る、「車に上り落ちざれば則ち著作（郎）、體中何如とせば則ち祕書（郎）」と。……明經の求第には、則ち人を顧みて策に答へ、三（公）九（卿）の公讌には、則ち手を假りて詩を賦す。爾の時に當りては、亦た快士なり。離亂の後に及びては、……誠に驚材なり。……百世の小人と雖も、論語・孝經を讀むを知る者は、尙ほ人の師と爲り、千載の冠冕と雖も、書記を曉らざる者は、耕田・養馬せざるは莫し。此を以て之を觀るに、安ぞ自ら勉めざる可けんや。若し能く常に數百卷の書を保たば、千載終に小人と爲らざるなり。

とある。傍線部について、吉川忠夫は、「士庶の際に至つては實に自から天隔す」という『宋書』卷四十二王弘傳の字句を引用した上で、士と庶を分けるのは、天—自然—ではなくして學問なのである、と解釋し、ここに顏之推の「家柄の高下がいつさいを決定した貴族社會にたいする批判」を見る。たしかに、顏之推の觀念において、「士庶區別」は(4)貴族の

存立基盤である文化の有無によって行われるべきものであった。

しかし、注(15)所掲仁井田論文が六朝隋唐に特徴的な身分的内婚制とする「士庶區別」は、皇帝權力により編成されたものであった。それは、貴族の特徴である(5)皇帝權力に對する自律性を弱体化させるためには、貴族を皇帝が再編成して、作られた特權を持つ法的存在とすることが、最も効果的であるためになされた。<sup>(24)</sup> 貴族に對峙的な皇帝權力が、國家的身分制としての貴族制を編成する。かつて論證した定義を掲げれば、貴族は文化的諸價値の専有を基盤と觀念する社會的身分であり、世襲的に高官を獨占するという屬性に代表される貴族制は、西晉における五等爵の賜與が、州大中正の制とあいまって國家的身分制として創り出したものなのである。<sup>(25)</sup> 貴族と貴族制を辯別すべき理由である。

君主權力による國家的身分制としての貴族制の形成は、三國末の咸熙元(二六四)年、蜀漢を滅ぼして晉王となった司馬昭により行われた。『晉書』卷二文帝紀に、

(咸熙元年) 秋七月、(文) 帝奏すらく、「司空の荀顛もて禮儀を定め、中護軍の賈充もて法律を正し、尙書僕射の裴秀もて官制を議し、太保の鄭冲もて總べて焉を裁せしむ」と。始めて五等爵を建つ。

とあるように、司馬昭は、西晉「儒教國家」の禮儀・法律・官制を整えさせると共に、五等爵制を施行した。その対象は、「裴」秀五等の爵を議するに、騎督より已上六百餘人皆封ぜらる(『晉書』卷三十五裴秀傳)とあるように六百人を超えた。實に西晉の全官僚の約一割に及ぶ。賜爵は、天子が行う國家的身分體系の秩序形成であり、ここでは(5)貴族の自律性や輿論を考慮する必要はない。そこで、司馬昭は、公―侯―伯―子―男という階層制を持つ五等爵の賜爵を通じて、爵制的な秩序により貴族と君主權力との緊密性を表現し、貴族を國家的身分制として序列化したのである。しかも、『通典』卷三十七 職官十五に、

晉の官品。第一品は、公、諸位の公に従ふもの、開國の郡公・縣公の爵なり。第二品は、特進、驃騎・車騎・衛將軍、諸の大將軍、諸の持節都督、開國の侯・伯・子・男の爵なり。



とあるように、開國の五等爵は、郡公・縣公は第一品、侯・伯・子・男は第二品の官品とされた。したがって、越智重明によれば、西晋の上級士人（名家で有爵者あるいは世子）は、郷品一品で五品起家（世子の場合は六品もある）することが多く、名家でない上級士人（侯伯子男の爵の傳襲者）は郷品（一品ないし）二品で第七品起家することが多かったという。こうして西晋の五等爵制は、爵制的秩序による國家的身分制を形成し、州大中正の制とあいまって、世襲性を帯びた官僚制度の運用を生み出した。官位はそのままでは世襲できないが、爵位は世襲が可能だからである。世襲性を帯びた官僚制度の運用という中國貴族制の屬性は、西晋の皇帝權力の手により生み出されたものなのである。しかし、西晋の貴族は、その代償として、(5)皇帝權力に對する自律性を弱體化された。宮崎市定の説くように、「君主權が嚴存」したために、君主權力に對する自律性は、西歐中世の封建領主が持つ領主裁判權にまでは發展しなかつたのである。

こうした皇帝による貴族制の編成は、「士庶區別」にも見ることができ、中村圭爾は、六朝期に見られる「士庶區別」を網羅的に掲げた後、それを同坐の拒否や士庶不婚のような社會的差別と、力役免除の有無や税制上の差別待遇といった政治的差別に分類する。そして、社會的な差別において、現任官が士庶判定に何の意味も持たなかつたことから、士庶と皇帝權力は本來は無縁のものであつた、と理解する。首肯し得る見解である。注目すべきは、國家の法との關係が問われる後者の政治的差別である。

中村圭爾も重視する、沈約が奏彈した士たる東海の王氏と庶たる吳郡富陽縣の滿氏とが結んだ婚姻について検討しよう。  
『文選』卷四十 彈事 奏彈王源に、

風聞するに、東海の王源、女を嫁して富陽の滿氏に與ふと。源は人品庸陋なりと雖も、實に胄ぎ華に參ず。曾祖の雅は、位八命に登り、祖少の卿は、内帷幄に侍り、父の璿は、升りて儲闈に采へ、亦た清顯に居る。源は頻りに諸府の戎禁を叻にし、通徹に預班するに、而るに姻結の好に託し、唯だ利のみ是れ求む。流輩を玷辱すること、斯より甚しと爲すは莫し。源は人身遠きに在れば、輒ち媒人の劉嗣之を攝め、臺に到して辨問す。嗣之列稱すらく、

「吳郡の滿璋之、相承けて云く、是れ高平の舊族、寵奮が胤胄たりと。家計温足なれば、託せられて息の鸞が爲に婚を覓む。王源告の窮盡せるを見て、即ち璋之の簿閥を索め、璋之の王國の侍郎に任じ、鸞又王慈の吳郡正閤主簿と爲るを見る。源の父子、因りて共に詳議し、判して與に婚を爲す。璋之錢五萬を下して、以て聘禮と爲す。源先に婦を喪はば、又聘する所の餘直を以て妾を納る」と。其の列する所の如くんば、則ち風聞と符同す<sup>③</sup>。窮かに璋之の氏族を尋ぬるに、士庶辨ずる莫し。滿奮身は西朝に殞ち、胤嗣殄没し、武秋の後、東晉に聞ゆる無し。其の虚託爲ること、言はずして自づから顯はる。王・滿の姻を連ぬるや、寔に物聽を駭<sup>おどろ</sup>かす。……<sup>④</sup>宜しく眞すに明科を以てし、之を流伍より黜け、已に汚るるの族をして、永く昔辰に愧ぢ、方媿の黨をして、心を來日に革めしむべし。臣ら參議し、請ふらくは見事を以て、源が居る所の官を免じ、禁錮すること終身。輒ち下して事を視るを禁止すると故の如くせんと。

とある。南齊の永明八（四九〇）年ごろ、御史中丞の沈約が書いた奏彈文によれば、東海の王源が娘を嫁がせ結納金に五萬錢を納めさせた吳郡の滿璋之は士ではなく、その婚姻が①「流輩を玷辱」するものではないかとする風聞に基づき、媒酌人の劉嗣之を御史臺で尋問した。ここでの①「流輩」は、後出の④「流伍」と同義で士人を指す。劉嗣之は、王源が②滿璋之の「簿閥」を調べ、璋之が王國の侍郎、娘を嫁がせた鸞も吳郡正閤主簿であったことを確認したうえで、婚姻を行ったと辯明した。「簿閥」とは、中村圭爾によれば、<sup>29)</sup>本人の官歴のほか父祖の官名が記される。これに對して、沈約は、③滿璋之の「氏族」を調査し、璋之がその祖と稱する滿奮の家系が西晉で絶えていることから、滿璋之の「士庶を辨」ずることはできないとして、かかる家系と婚姻を結んだ王源を④「明科」に基づき「流伍」より除名すべきことを上奏したのである。

沈約の奏彈は、士庶區別が皇帝により判斷され、違反とされた場合には、士の身分が奪われるものであったことを證明する。この事例より士庶不婚という身分的内婚制を主張する注（15）所掲仁井田論文は、宋の王應麟『玉海』卷五十藝

文譜牒に、

又諸氏族譜一卷を載せて云ふに、梁の天監七年、中丞たる王僧孺の撰する所なりと。士流をして此の譜を案ぜしめ、乃ち昏姻を通ず。貞觀六年、又高士廉らに命じ、氏族を定め明らかに禁約を加ふ。

とあることを、沈約の彈劾文と表裏の關係にあると理解する。

となれば、皇帝による貴族制の編成の一貫として、士庶區別が國家的身分制として定められる際に必要なものは、氏族譜であつた。近世譜に對して古譜と總稱される唐以前の氏族譜は、多賀秋五郎によれば、名が残るものだけで二七七部に及ぶ。それらの中で、諸氏族の等級をつけた最も古いものは、西晉の摯虞が編纂した『族姓昭穆記』である。『晉書』卷五十一摯虞傳に、

(摯)虞漢末の喪亂に、譜傳多く亡失し、其の子孫と雖も、其の先祖を言ふ能はざるを以て、族姓昭穆十卷を撰す。上疏して之を進むるに、以爲へらく、以て物を備へ用を致し、多聞の益を廣むるに足らんと。品を定むること法に違ふを以て、司徒の劾する所と爲るも、詔して之を原す。

とある。注(28)所掲中村論文は、①「品を定」める、とある諸氏族の等級が、郷品決定の最高機關である②司徒に彈劾されていることから、『族姓昭穆記』による等級づけは郷品と深く關わる、と述べている。そのとおりであろう。それ以上には、③詔により、西晉の武帝が司徒の彈劾から摯虞を守っていることに着目したい。司徒が總括する郷品として表現された貴族の自律的秩序に對抗して、皇帝が摯虞の『族姓昭穆記』を通じて貴族の等級を定めようとした、と理解し得るためである。五等爵制により序列を持つ國家的身分制として貴族制を成立させた西晉の武帝は、こうして貴族の等級をも君主權力のもとに收斂しようとしたのである。

吳郡富陽縣の滿氏が士と稱する虚偽を暴き、士庶區別を國家的身分制として編成させようとしていた沈約は、尙書令として梁の武帝に上言して、『通典』卷三食貨三に、

曹胤を識らざるは、衣冠と謂ふに非ず、凡そ諸の此の流は、罕に其の祖を知る。高曾を假稱するも、巧偽に非ざるは莫し。諸を文籍に質さば、姦事立ちどころに露はる。覆せるを懲し詐れるを矯め、益を爲すこと實に弘からん。

……若し譜注・通籍に卑雜なるもの有らば、則ち其の巧謬を條し、在所に下して罰を科せんことを。(武)帝是を以て譜・籍に留意し、御史中丞の王僧孺に詔して、百家譜を改定せしむ。

と述べている。<sup>(31)</sup>士庶區別が詐稱されるだけでなく、貴族の世系も偽造されているので、氏族譜の偽りを暴くべしとするのである。梁の武帝は、沈約の上言を受け、『十八州譜』を編纂させた。『南史』卷五十九 王僧孺傳に、

(武帝) 因りて僧孺に詔して百家譜を改定せしむ。始め晉の太元中、員外散騎侍郎の平陽の賈弼、篤く簿狀を好み、乃ち廣く衆家を集め、大いに羣族を搜め、撰する所十八州一百一十六郡、合はせて七百一十二卷なり。凡そ諸の小品は、略ぼ遺闕無く、藏して祕閣に在り、副は左戸に在り。弼の子たる太宰參軍の匪之・匪之の子たる長水校尉の深に及びて、世々其の業を傳ふ。太保の王弘・領軍將軍の劉湛は、並びに其の書を好む。弘は日ごとに千客に對するも、一人の諱も犯さず。湛は選曹と爲り、始めて百家を撰して以て銓序を助くるも、而るに寡略なるに傷ふ。齊の衛將軍たる王儉は、復た去取を加へ、繁省の衷を得たり。僧孺の撰は、范陽の張ら九族を通じて、以て鴈門の解ら九姓に代ふ。其の東南の諸族は別に一部を爲り、百家の數に在らず。……十八州譜七百一十卷を集め、百家譜集抄は十五卷、東南譜集抄は十卷なり。

とある。梁の武帝が王僧孺に編纂させた『十八州譜』は、その由來の説明より分かるように、人事の選考に際して、①父祖の諱を犯さないためにも、②門地の調査のためにも用いられたのであろう。しかし、それ以上に重要なことは、皇帝の命令により貴族の氏族譜が集成されたことに現れる、皇帝權力による貴族制再編への意欲である。<sup>(32)</sup>『十八州譜』は、西晉の摯虞の『族姓昭穆記』のように、貴族の等級が記載されたか否かは、明記されない。<sup>(33)</sup>また、沈約の上言を契機とするという點で、貴族層の意思の反映も考慮すべきであろう。しかし、皇帝によって集大成された、という行爲そのものが、國

家的身分制として貴族制を編成しようとする皇帝の支配意思を示す、と考えることはできよう。

北魏における「氏族分定」では、貴族の等級はさらに明確に位置づけられる。『魏書』卷一百一十三官氏志に、

太和十九年、詔して曰く、「代人の諸胄は、先に氏族無し。功賢の胤と雖も、混然として未だ分かつた。故に官達せる者の位は公卿を極むるも、其の功の衰へたるものの親は、仍ほ猥任に居る。比りに氏族を制定せんと欲するも、事多く未だ就らず。且に宜しく甄擢し、時に随ひ漸く銓ばんとす。其の穆・陸・賀・劉・樓・于・嵇・尉の八姓は、皆太祖より已降、勳は當世に著はれ、位は王公に盡く。……原と朔土より出で、<sup>②</sup>舊の部落大人爲りて、皇始より已來、三世官を有すること給事より已上に在り、及び州刺史・鎮大將、及び品の王・公に登りたる者をば姓と爲す。若し本大人に非ざるも、而るに皇始より已來、職官三世 尙書より已上、及び品の王・公に登りて中間に官緒を降りざれば、亦た姓と爲す。諸の部落大人の後にして、皇始より已來、官は前列に及ばざるも、而るに三世 中散監より已上と爲り、外は太守・子都と爲り、品の子・男に登りたる者有らば族と爲す。若し本大人に非ざるも、而るに皇始より已來、三世 令より已上、外は副將・子都・太守と爲り、品の侯より已上に登りたる者有らば、亦た族と爲す。……」

とあるように、北魏の孝文帝は、太和十九（四九五）年、北族に對する「氏族分定」を行った。ここでは、①穆・陸・賀・劉・樓・于・嵇・尉が、皇帝と婚姻關係を結び得る「八姓」として筆頭に位置づけられたほか、②舊部族長で、給事・州刺史・鎮大將以上の官か王・公の爵を持つ者が「姓」、③舊部族長でなく、尙書以上の官か王・公の爵を持つ者が「姓」、④舊部族長の子孫で、中散監・太守・子都以上の官か子・男の爵を持つ者が「族」、⑤舊部族長でなく、令・副將・子都・太守以上の官か侯以上の爵を持つ者が「族」と、それぞれ定められた。<sup>35</sup> 鮮卑族の貴族は、こうして「氏族分定」により、國家的身分制としての貴族制に編成されたのである。

郡姓なる者は、中國士人の差第閥閥を以て、之が制と爲す。凡そ三世に三公たる者有るをば膏梁と曰ひ、令・僕たる者有るをば華腴と曰ひ、尙書・領・護より而上なる者をば甲姓と爲し、九卿若しくは方伯なる者をば乙姓と爲し、散騎常侍・大中大夫たる者をば丙姓と爲し、吏部正員郎をば丁姓と爲す。凡そ入るを得る者は、之を四姓と謂ふ。

とあるように、「姓族分定」を行い、漢人の貴族を①膏梁・②華腴・③甲姓・④乙姓・⑤丙姓・⑥丁姓の六つの身分に編成した。本来、貴族としての意識を持つ漢人貴族は、こうして北魏の皇帝權力のもとで、國家的身分制である貴族制に編成されたのである。

こうして皇帝權力により國家的身分制として編成された貴族制を表現する氏族譜の完成型が、唐で編纂される『貞觀氏族譜』である。しかし、本来、貴族は、文化資本による序列化と貴族による國政の獨占を、あるべき「貴族制」と考える存在であった。一方、皇帝權力は、血縁に象徴される皇帝權力との近接性により、國家的身分制として貴族制を編成した。あるべき貴族制が兩者で異なるため、貴族の屬性の(5)皇帝權力への自律性が、最も對峙性を帯び、貴族の特徴となったのである。皇帝・貴族の双方の對峙性を顕在化させる、こうした政策の正統性を示す理念として掲げられたもの、それが「封建」である。

### 三 「封建」の時代

西晉において州大中正の制と相俟つて貴族制を編成した五等爵制は、「封建」の復権の機運の中で、定められた制度であった。『三國志』卷十五 司馬朗傳に、

(司馬)朗以爲へらく、天下土崩の勢は、秦 五等の制を滅し、而して郡國に蒐狩習戰の備へ無きが故に由る。今<sup>①</sup>五等は未だ復た行ふ可からずと雖も、州郡をして並びに兵を置き、外は四夷に備へ、内は不軌を威せしむ可きは、策に於て長と爲すと。又以爲へらく、宜しく井田を復すべしと。……今 大亂の後を承け、民人は分散し、土業に主無

きは、皆公田と爲し、宜しく此の時に及びて之を復すべし。議未だ施行せられずと雖も、然れども州郡兵を領するは、朗の本意なり。

とある。司馬懿の兄である司馬朗は、秦が崩壊させた周の古制である五等爵制を②井田制と共に復興すべきことを主張している。ただ時期尙早であるため、①現実に行われている州牧制を権誼の策として肯定する。かかる司馬朗の主張が、甥の司馬昭の五等爵制施行に影響を與えたと考えられよう。

しかし、五等爵制施行の當初、多くの臣下が爵位を世襲することに批判的な議論もあった。『晉書』卷四十八段灼傳に、今に於ける國家の大計は、異姓をして裂土專封の邑無く、同姓をして並びに連城の地を據有せしむるにあり。……大晉の諸王は二十餘人、而るに公・侯・伯・子・男は五百餘國。其の國皆小なりと言はんと欲するや。……臣故に五等は便ならざると曰ふなり。……臣以爲へらく、諸侯の伯・子・男の名號は皆宜しく之を改易し、封爵の制をして、祿奉禮秩、並びに天下の諸侯の例と同じくせしむべし。

とある。<sup>(37)</sup>段灼は、すべての「封建」を否定するわけではない。同姓の諸王は肯定し、異姓の五等諸侯を批判するのである。漢の官學であった『春秋公羊傳』は、「劉氏に非ざれば王たり得」ない漢の原則に適合し、異姓の臣下の封建を否定していた（注（36）所掲渡邊論文）。こころした經義も背景にしながら、段灼は、異姓の封建を危険視したのである。しかし武帝は、國家的身分制としての貴族制を編成した五等爵制を改めることはなかった。

危機は、五等爵制よりも、諸王の「封建」より起きた。八王の亂である。亂の最中、成都王穎のもとにいた陸機は、臣下の五等諸侯にも實封を與え、地方行政を建て直すことを建議する。『文選』卷五十四論四 五等諸侯論に、

五等の制は、黃唐より始まり、郡縣の治は、秦漢より創まる。……夫れ先王は帝業の至重にして、天下の至曠なるを  
知る。曠ければ以て偏制す可からず、重ければ以て獨任す可からず。重きに任ずるには力を借りるを必とし、曠きを  
制するには人に因るに終る。<sup>①</sup>故に官を設け職を分かつは、其の任を軽くする所以なり。五長を並建するは、其の制

を弘むる所以なり。是に於てか、其の封疆の典を立て、其の親疎の宜に財ち、萬國をして相維なりて、以て盤石の固を成し、宗庶雜居して、維城の業を定めしむ。……故に諸侯食土の實を享け、萬國世及の祚を受く。

とある。陸機の封建論は、第一に五等の諸侯を置くべき理由を國家權力の分権化のためではなく、君主の①任務を軽くする一方で、その制を廣める、言い換えれば、君主の權力を分権化する一方で、國家全體の權力を隅々まで廣められることに求めている。これは、秦の始皇帝やその丞相の李斯が、諸侯を置くと支配の一元化の妨げになると認識したことと大きく異なる<sup>(38)</sup>。かかる「封建」の意義付けの相違は、戰國の分裂を統一することを第一の目的とした法家と、漢の統一の中で「封建」を復権させた儒教の背景となつた時代性に起因しよう。同時に、國家權力の再編を目指しているという點で、「封建」という譯語を當てられている西歐中世の *feudalism* と大きく原理を異にすることも留意すべきである<sup>(39)</sup>。

第二に、②異姓の五等諸侯の封建を是認することは、陸機の封建論の特徴である。異姓の封建について、陸機は、『詩經』大雅板の「宗子は維れ城」を典據とする。しかし、鄭箋が「宗子とは、王の適子を謂ふ」と述べるように、このままでは、異姓の諸侯の封建を正統化することはできない。そこで陸機は、②「宗庶雜居して、維城の業を定めしむ」と、『詩經』の字句を展開して、「宗庶」がともに諸侯となるべきことを主張する。『周禮』夏官都司馬の鄭注に、「庶子は、卿・大夫・士の子なり」とあり、鄭玄は「適子」と對になる「庶子」を「卿・大夫・士の子」、すなわち異姓をも含む臣下と理解しているのである。こうして陸機は、異姓の封建を正統化した。

第三に陸機は、③「食土の實」すなわち實封を諸侯が、「世及」すなわち世襲すべきことを主張する。李善注の指摘のように、「世及」は、『禮記』禮運に、「大人は世及して以て禮と爲す」とあり、「大人は、諸侯の謂なり」とある鄭玄注により、諸侯の世襲は正統化される。

それでは、陸機は、なぜ異姓の五等諸侯に實封を與えることが必要と考えたのであろうか。それは、『文選』卷五十四論四 五等諸侯論の結論部分に、



且つ要して之を言ふに、五等の君は、己の爲に治を思ひ、郡縣の長は、利の爲に物を圖る。……是の故に百姓を侵して以て己を利する者は、在位の憚らざる所、實事を損ひて以て名を養ふ者は、官長の夙夜する所なり。……五等は則ち然らず。<sup>②</sup>國は己の土爲り、衆は皆我が民なり、民安ければ己は其の利を受け、國傷るれば家は其の病に嬰るを知る。故に前人は以て後に垂れんと欲し、後嗣は其の堂構を思ふ。

とあるように、秦漢以來の「郡縣」では、①郡縣の長が利をあげることのみを考え、地方統治を荒廢させるためである。これに對して、②五等諸侯に實封を與えれば、諸侯は自らの利だけではなく、子孫に傳へるためにも懸命に統治する。かかる主張を行わなければならないほど、陸機が「五等諸侯論」を著した時期の西晉は、八王の亂により地方の統治が崩壞していた。そして、こうした國家の中央集權的支配の危機は、八王の亂の時期に止まらず、兩晉南北朝を通じて恒常的に起きていた。

そうした中で、兩晉南北朝は、「封建」の時代となった。國家的身分制としての貴族制を正統化した「封建」の論理は、兩晉南北朝の政治體制に多く見られるのである。

すでに掲げたように、司馬朗は、五等爵制の復興を主張しながらも、それに代わる州牧制を容認していた。石井仁によれば、<sup>(40)</sup>後漢末の中平五（一八八）年、靈帝は西園軍を創設すると共に、牧伯制（＝州牧）を施行した。後者の前身である州刺史は、監察官に過ぎなかったが、靈帝は、後漢中期以降の社會の分權化に對して、州單位の廣域的な行政ブロックをつくって地方統制を強化するため州牧を設置し、動亂の擴大に齒どめをかけようとしたのである。その際、州牧の權威を高めるために、九卿とおなじ秩中二千石、および列侯の爵位が無條件で授與されたことには注目したい。牧伯という別稱と共に、州牧およびその流れを汲む都督制が、「封建」の復権の中で設置されたことを窺い得るためである。

州牧だけではない。「三國志」卷二十 武文世王公傳注引『魏氏春秋』に曹冏の「封建論」を載せるが、その中で曹冏は、且つ今の州牧・郡守は、古の方伯・諸侯にして、皆千里の土を跨有し、軍武の任を兼ね、或いは國を比ねること數

人、或いは兄弟並據す。而るに宗室の子弟、曾て一人も其の間に間廁して、與に相維持するもの無し。幹を彊くし枝を弱め、萬一の虞れに備ふる所以に非ざるなり。

とあるように、「州牧」を「方伯」に、「郡守」を「諸侯」に準えている。曹冏の「封建論」の全體の主張は、皇帝の同姓を諸侯に封建すべきことにあり、異姓の臣下が「國を比」ね、「兄弟が並據」して州牧・郡守となつてゐることを批判するものである。しかし、崔添慶文が明らかにしたように、<sup>(4)</sup>西晉末以降南北朝に至るまで、本貫ないし居住地において宗族を中核として強い支配力・影響力を有する者が多數、本籍地の太守・縣令に任用されていく。陸機が異姓の五等諸侯の「封建」により地方行政の再編を主張したことは、かかる西晉末以降の現實の先取りと考えてもよい。「封建」という理念の復権は、郡守・縣令の本籍地任用にも見られるのである。

それでは、こうした州牧や太守の「封建」は、國家權力の地方分権化を示すものであろうか。石井仁によれば、<sup>(42)</sup>州牧から發展した都督制に對する從來の研究は、軍事制度の側面に焦點が當てられ、地方分権制度の典型とされてきた。しかし、都督の本源的な任務・権限は「乏軍興」の律を援用して、政府高官の代名詞である秩二千石以下の官民を殺すことにある。都督制の本質は、後漢以來の社會變動に對應し、ヒトの直接把握を企圖した統治體制であつた。都督制もまた、中央集権もしくは中央政府による地方統制のための制度という側面を持つ、<sup>(43)</sup>というのである。

しかし、かかる皇帝の支配意思は、社會の現實をそのまま反映するものではない。むしろ、社會の現實が支配意思に反するものであるが故に、皇帝權力は支配意思を實現するため、臣下の獻策を選択しながら、諸制度構築の努力を續けるものなのであろう。陸機の「五等諸侯論」の直前、專制を振るう齊王冏を誡める書簡の中で、王約は、牧伯と五等爵を組み合わせる、次のような支配體制を提案している。『晉書』卷八十九 忠義 王豹傳に、

(王) 豹 賤を(齊王) 冏に致して曰く、「……昔 武王 紂を伐ち、諸侯を封建して二伯と爲す。陝より以東は、周公之を主り、陝より以西は、召公之を主る。……今 誠に能く周の法を尊用し、成都(王穎)を以て北州伯と爲し、河

北の王侯を統べしめ、明公は南州伯と爲りて、以て南土の官長を攝めよ。……今若し豹の此の策に従ひて、皆王侯をして國に之かしむれば、北は成都に與へ、河を分かちて伯と爲し、成都は鄴に在り、明公は宛に都し、方千里を寛<sup>いっし</sup>みて、以て圻内の侯・伯・子・男と與に、小大相率ゐ、好を結び盟を要め、同に皇家を獎<sup>たす</sup>げん。貢御の法は、一に周典の如くせん。……」と。

とある。八王の亂の最中、齊王冏と並ぶ力を持ち鄴に鎮していた成都王穎を北州伯に任ずると共に、齊王冏は宛縣に赴き南州伯となつて南北に二分し、惠帝を輔弼すべしとするのである。これは、西周のはじめ①陝を境に周公と召公が二伯として天下を治めたことを記す『春秋公羊傳』隱公五年を典據とする「分陝」という政治體制に範を採つた主張である。ここで注目すべきは、南州伯となる齊王冏の支配下に、②侯・伯・子・男という五等諸侯が領土を支配しながら、盟を結んで南州伯と共に天子を支える、とする部分である。これは、まさしく分權的な「封建」社會を目指す政策である。社會の分權化をそのまま容認し、先秦の政治體制を復古しようとする主張も、陸機の「五等諸侯論」の直前に述べられていたのである。しかし、王豹は、長沙王乂に「骨肉を離間」させようとしている小人をなぜ殺さないのか、と詰め寄られた齊王冏によつて殺害された。君主の支配意思としては、臣下に土地を與える代わりに貢を出させる、という西歐中世の如き政治體制は、許容し難いものなのであろう。

しかし、川本芳昭によれば<sup>(44)</sup>、氏族分定を行う前の北魏の五等爵制は、實封を伴っていた。分權化への社會の壓力は、大きかつたのである。しかも、『魏書』卷一百十三官氏志の天賜元年九月條に、

五等の爵を減じて、始めて分かちて四と爲す。……王は第一品、公は第二品、侯は第三品、子は第四品なり。

とあるように、爵位と官品は連動し、さらには世襲的に將軍號が與えられていた。九品中正制度の郷品を規定することにより、國家的身分制としての貴族制を創りあげた西晉の五等爵制に比べて、さらに露骨に北魏の五等爵制は、高い爵位を世襲する者に、高い官職を與えていたのである。西歐「封建」制への傾斜をここに見ることができよう。かかる爵制につ

いて、北魏における漢人貴族を代表する崔浩は、『魏書』卷三十五 崔浩傳に、

(崔)浩乃ち書を著はすこと二十餘篇、上は大初を推し、下は秦漢變弊の迹を盡くす。大旨は先づ五等を復するを以て本と爲す。

とあるように、秦漢の「郡縣」制を否定して、五等爵の「封建」の復活を主張していた。<sup>(45)</sup>漢人貴族にとつても、五等爵制により自らの地位が世襲されることは、歓迎すべきことだったのである。

やがて、孝文帝の爵制改革により、こうした官品⇨爵位の原則、および將軍號の世襲は廢止される(注(44)所掲川本論文)。皇帝權力は、漢人・北族の貴族を自らの秩序のもとに編成したいという支配意思を持つ。それを顕在化させる姓族分定の前段階として、孝文帝は爵制を改革し、皇帝權力の伸張を目指したのである。

漢人貴族は本來的な存立基盤を文化に置きながらも、北族貴族は皇帝との姻戚關係を存立基盤としながらも、世襲を可能とする五等爵の「封建」により自らの地位が子孫に繼承されることを歓迎した。一方、皇帝權力は、貴族の持つ自律性を打倒するため、五等爵制の施行により、自らとの近接性を基準に、國家的身分制としての貴族制を再編することを目指したが、それも「封建」により正統化された。すなわち、貴族と皇帝が互いに「封建」の優位性を承認する中で、爵位の世襲性に依據する貴族制の編成が進んだのである。西歐との比較で言えば、「封建」という理念の存在により、貴族は土地の所有を基盤として世襲性を維持するために領主裁判權を持つ方向には進まず、皇帝權力もまた武力により貴族の大地所有を禁止することはなかった。宮崎市定のいう君主權力の嚴存による貴族制の生成には、「封建」の理念が介在していたのである。

ところが、唐の氏族志は、「封建」された爵位を貴族の基準とはしなくなる。注(16)所掲池田論文によれば、唐では『貞觀氏族志』・『姓氏錄』・『大唐氏族系錄』という三つの氏族志が編纂されたが、いずれも散佚した。このうち池田が復原した『姓氏錄』では、貴族の等級は、唐の官品を基準とする。特等の皇室の下に、第一等の貴族が置かれ、その基準は、

原則として一品官とされた。ただし、外戚・二王後・贈臺司・左右僕射は、一品官ではないが皇帝との近接性が高いために、第一等の基準となった。以下、第二等は二品官と三品官の宰相、第三等は正三品、第四等は従三品と、第八等の従五品まで、すべて唐の官品が貴族の等級の基準とされたのである。<sup>(46)</sup> 兩晉南北朝時代に尊重されていた、世襲性を持つ五等の爵位は、唐の貴族の等級とは關わりを持たない。唐の皇帝權力は、唐という國家權力の官僚を構成することを基準とする貴族制の編成に成功したのである。従来、唐の貴族制の皇帝權力への從屬性の高さは、九品中正制度の科擧への移行により説明されてきた。それに加えて、爵から官へと貴族制の等級を定める基準が移行したことも原因と考えられよう。六朝貴族の特徴であった皇帝權力からの自律性を唐の貴族はいっそう喪失していく。

この結果、五等爵制を正統化していた「封建」の時代も終わりを告げる。『舊唐書』卷七十二李百藥傳に、

朝廷議して、將に諸侯を封建せんとす。(李)百藥封建論を上りて曰く、「……陸士衡は、方に規規然として云ふ、『嗣王は其の九鼎を委て、凶族は其の大邑に據る。天下は晏然として、治を以て亂を待つ』と。何ぞ斯の言の謬まれらや。……内外の羣官は、選ばれるに朝廷よりし、士・庶を擢して以て之を任ず。……總じて之を言ふに、爵世及に非ざれば、賢を用ひるの路斯れ廣し。民定主無くんば、下に附すの情固からず。此れ乃ち愚・智の辨ずる所、安んぞ惑ふ可けんや。……」と。太宗竟に其の議に従ふ。

とある。李百藥は、①陸機のそれをはじめとする「封建論」に次々と駁論を加え、②唐の内外官が朝廷によって士庶の區別なく選ばれることを高く評價して「封建」を否定し、「郡縣」を主張した。太宗は、李百藥の議に従い、「封建」は否定される。こうして西歐中世的な「封建制」への傾斜は、宮崎の言う「君主權の嚴存」、すなわち太宗の個人身身的支配への意思の前に否定され、隋唐古代帝國が再編されるのである。

ただし、「封建」への潮流が一朝にして消滅するわけではない。藩鎮に代表される「封建」的要素は、殘存し續けた。中唐の柳宗元が「封建論」において「郡縣」を主張したのはそのためである。<sup>(47)</sup> 柳宗元の説く「郡縣」は、やがて北宋にお

いて實現する。

唐の貴族の世襲性が失われていくのは、九品中正制度が科擧へと代わったためだけではない。世襲を原則とする爵位の「封建」に基づく貴族制が終焉を迎えたからである。「封建」の時代は、兩晉南北朝で終わり、隋唐は「封建」を否定していく。内藤湖南のように、これを同じく「貴族政治」の時代として把握することは、果たして有効であろうか。それを考えるためには、「封建」と共に主張される「井田<sup>(48)</sup>」の展開を検討することが必要である。

### おわりに

中國の貴族制は、官僚制でも封建制でもなく、身分制として皇帝權力により組織された。したがって、貴族制が優位な時代を貴族制「社會」の時代と呼ぶことは難しい。初奏本の『貞觀氏族譜』と山東門閥のように、皇帝が規定しようとする貴族制と表象として觀念される貴族とは異なり、表象から生まれた士庶區別も、それを法により維持するものは皇帝權力なのである。貴族制が社會を規定しないのは、本来、貴族が文化資本の占有者であることを存立基盤としているにも拘らず、貴族制はそれを基準には定められず、皇帝權力との近接性により規定されているためであろう。社會的身分としての表象の中から形成された貴族と、國家的身分制としての貴族制とを分離して考えることが、貴族制研究を進展させるのではないか。

國家的身分制としての貴族制は、五等爵制や士庶區別により皇帝が作り上げた國家制度である。したがって、貴族制は、皇帝權力による變容を被ることになる。南朝で言えば、梁の武帝の天監の改革、北朝で言えば、北魏の孝文帝の氏族詳定、唐で言えば、太宗による『貞觀氏族志』の編纂は、その代表的事例である。始めて貴族制が成立した西晉の五等爵制以來、兩晉南北朝の貴族制は「封建」という理念によって正統化されてきた。「封建」が、社會の分權化に對して、君主權力を分權化して、國家權力全體としての分權化を防ぐ理念として、相應しい内容を備えていたからである。ところが、唐代の

貴族制は、世襲を可能とする爵位を貴族としての基準から外し、「封建」の理念を明確に否定した。その一方で、儒教が掲げる封建・井田・學校という統治政策の三本柱のうち、官人永業田などに「封建」的要素を残しながらも、井田により「郡縣」を推進していく。

中國史上、「封建」論が盛んな時期は、魏晉・明末・清末である。これらの時期は、秦・宋・清で形成された三つの「郡縣」的な専制政治の衰退期とも言えよう。宋の「郡縣」の限界の中で明末の「封建」論は地方行政の立て直しを主張し、清の「郡縣」の限界の中で清末の「封建」論は、地方自治を主張した<sup>(49)</sup>。したがって、三つの「封建」論の中では、兩晉南北朝の貴族制への正統化が、西歐における「封建」の用例に最も近かった。すなわち、兩晉南北朝時代は、中國社會の分権化が大きく進展した時期であり、かかる社會の分権化動向の中で出現した政治體制が中國貴族制なのである。しかし、土地の分與が貴族制では否定されるように、こうした中國独自の「封建」のあり方は、「中世」という世界史の時代區分の指標とはなるまい。そもそも、封建―郡縣という理念によって語られてきた中國の政治體制を世界史上にどのよう位置づけなければよいのか。それは今後の課題とせざるを得ないが、時代區分論争が伏流化して久しい中、研究の細分化を克服していくためにも、比較史の視座を意識的に持ち續けていくことにしたい。

## 註

- (1) 渡邊義浩「所有と文化——中國貴族制研究への一視角」『中國——社會と文化』一八、二〇〇三年、『三國政權の構造と「名士」汲古書院、二〇〇四年に所収』を参照。
- (2) 伊原弘・小島毅(編)『知識人の諸相——中國宋代を基點として』(勉誠出版、二〇〇一年)、三浦徹・岸本美緒・關本照夫(編)『比較史のアジア——所有・契約・市場・公正』(東京大學出版會、二〇〇四年)などを参照。
- (3) 水林彪「歴史學的概念としての〈封建制〉と〈郡縣制〉——「封建」「郡縣」概念の普遍化の試み」(張翔・園田英弘(編)『封建・郡縣』再考——東アジア社會體制論の深層』思文閣出版、二〇〇六年)。
- (4) 池田温「貴族とは何か——東アジアの場合」(笠谷和比古(編)『國際シンポジウム 公家と武家の比較文明史』思文閣出版、二〇〇五年)がその使用例の少なさを指摘する

ように、貴族および貴族制という概念は、當時普遍的に使用された用語ではない。これに對して、「封建」は「郡縣」との對比の中で、中國の政治體制を表現する理念として、當該時代だけではなく、近代まで用いられていく。

- (5) 内藤湖南「概括的唐宋時代觀」(『歴史と地理』九一五、一九二二年)、『内藤湖南全集』八、筑摩書房、一九九九年。
- (6) 「王馬天下を共にす」の捉え方については、田餘慶『東晉門閥政治』(北京大學出版社、一九八九年)も参照。
- (7) 宮崎市定『九品官人法の研究』(東洋史研究會、一九五六年)、『宮崎市定全集』六、岩波書店、一九九二年。
- (8) 谷川道雄『中國中世社會と共同體』國書刊行會、一九七六年)。「豪族共同體」論への考えは、注(1)所掲渡邊論文で述べた。また、それ以降の貴族制研究への總括としては、門地あるいは家格・家柄の内實をめぐる問題に焦點をあてた、川合安「日本の六朝貴族制研究」(『史朋』四〇、二〇〇七年)が注目される。
- (9) 陳寅恪『唐代政治史述論稿』(重慶商務印書館、一九四三年)、『陳寅恪集』生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇一年に所収)。これに對して、『貞觀氏族譜』において、唐室を差し置いて第一等に据えられた崔民幹が、本来であれば陳寅恪が説く「關隴集團」に含まれるべきことの指摘から、「關隴集團」を中心とする唐代政治史に見直しを求めらるるのに、山下將司「唐初における『貞觀氏族志』の編纂と『八柱國家』の誕生」(『史學雜誌』一一一一、二〇〇二年)がある。
- (10) たとえば、愛宕元「唐代范陽盧氏研究——婚姻關係を中心に」(川勝義雄・礪波護(編)『中國貴族制社會の研究』(京都大學人文科學研究所、一九八七年)では、『新唐書』卷二百九十九儒學 柳沖傳中の柳芳の「氏族論」に基づき、「當時の貴族は、その本貫により、南朝系の僑姓と吳姓、北朝系の虜姓という五分類がなされ、それぞれに大姓と目せられる名族が確定していた。すなわち、僑姓の王・謝・袁・蕭四姓、吳姓の朱・張・顧・陸四姓、山東郡望の王・崔・盧・李・鄭五姓、關中郡姓の韋・裴・柳・薛・楊・杜六姓、虜姓の元(拓跋)・長孫・宇文・于(勿忸于)・陸(步六孤)・源(禿髮)・竇(嗅豆陵)七姓がそれである」と貴族を定義している。
- (11) Twitchett, "Chinese Social History", "T'ang Ruling Class", idem, "Introduction" in *The Cambridge History of China, vol.3: Sui and T'ang China, 589-906, Pt.1*, Cambridge University Press, 1979.
- (12) 吉岡眞「八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成」(『史學研究』一五三、一九八一年)、『隋・唐前期における支配階層』(『史學研究』一五五、一九八二年)。
- (13) かかる内藤湖南の視座が、岡崎文夫・内藤乾吉を経て、宮崎市定・礪波護の門下省、とりわけ給事中の重視へと繋がり、濱口重國・中村裕一により批判されていることについては、川合安「六朝隋唐の『貴族政治』」(『北大史學』三九、一九九九年)を参照。
- (14) 逆に、六朝貴族論が重視する貴族本来のあり方から、隋



- 唐貴族制を分析しようとする研究もある。渡邊孝「中唐期における「門閥」貴族官僚の動向——中央樞要職の人的構成を中心に」(『柳田節子先生古稀記念 中國の傳統社會と家族』汲古書院、一九九三年)は、貴族の原點が東漢魏晉以來の禮敎の傳統にあるため、文學を旨とする科擧(進士)の浮華を厭い、自己の原點たる禮敎に戻ることを先鋭に主張することが、李德裕・鄭覃ら李黨の領袖の第一義的な立脚點に他ならない、と牛李の黨争を展望している。
- (15) 仁井田陞「六朝および唐初の身分的内婚制」(『歴史學研究』九一八、一九三九年、「補訂 中國法制史研究」 奴隸農奴法・家族村落法、東京大學出版會、一九八〇年に所收)。
- (16) 池田温「唐朝氏族志の一考察——いわゆる敦煌名族志殘卷をめぐって」(『北海道大學文學部紀要』一三一、一九六五年)。
- (17) 注(1)所掲渡邊論文。なお、(5)の自律性とは、具體的には、家系を重んじる名族主義や閉鎖的な通婚圏を形成する人的結合、貴族である者と他者とを峻別する仲間意識などをいう。これを岡崎文夫「魏晉南北朝史研究」(弘文堂、一九三二年)は、「士族のあいだにはある統制が存在して、かれらを一階級たらしめている。……階級間には相互に階級意識があった」と表現し、森三樹三郎「六朝士大夫の精神」(『大阪大學文學部紀要』三、一九五四年、「六朝士大夫の精神」同朋舎出版、一九八六年所收)は、「國家的秩序の中にある官職ではなく、家柄や教養といった事實を基にした私的秩序であった」と表現している。
- (18) かかる虚偽認識からの脱却の試みについては、小笠原博毅「文化と文化を研究することの政治學——ステューアト・ホルの問題設定」(『思想』八七三、一九九七年)を参照。
- (19) ピエールブルデュエ、石井洋二郎(譯)『ディスタシオン』(『社會的判斷力批判』I・II)(藤原書店、一九九〇年)。
- (20) ロジェリシャルチエ、長谷川輝夫(譯)『書物の秩序』(筑摩書房、一九九六年)。
- (21) 安田二郎「王僧虔『誠子書』考」(『日本文化研究所研究報告』一七、一九八〇年、「六朝政治史の研究」京都大學學術出版會、二〇〇三年に所收)に従い、( )を補った。なお、安田は、南朝切つての「甲族」にありながら、門蔭に依存したあり方から「讀書」に基礎づけられたあり方への轉換を諱々と子供たちにさとす王僧虔の「誠子書」は、劉宋朝中末期、明帝即位當初に勃發する晉安王子勛の大反亂に、衝擊を受けまた激發された門閥貴族の新たな認識を示すもので、門閥貴族層の自己改革の必要性を最も早く表明したものである、としている。
- (22) 荊州學については、加賀榮治「中國古典解釋史」魏晉篇(勁草書房、一九六四年)、「才性四本」論については、岡村繁「才性四本論」の性格と成立——あわせて唐長孺氏の「魏晉才性論的政治意義」を駁す」(『名古屋大學文學部研究論集』二八 文學一〇、一九六二年)、「聲無哀樂」論については、堀池信夫「嵇康『聲無哀樂論』考——音樂論

- の立場から」(『筑波大學哲學・思想學系論集』六、一九八一年)を参照。
- (23) 吉川忠夫「顔之推小論」(『東洋史研究』二〇一四、一九六二年、『六朝精神史研究』同朋舎出版、一九八四年に所收)。
- (24) ルイ一四世とその宰相リシュリユーが、一六六〇年代の貴族資格審査「貴族改め」を行うことによって、中世以来の貴族の自生的な社會集團としての性格を弱め、國王によって作られ特権を與えられた法的存在としての性格を強めさせたことは、中國貴族制の分析にも参考となろう。阿河雄二郎「ルイ一四世時代の「貴族改め」の意味」(服部春彦・谷川稔(編)『フランス史からの問い』山川出版社、二〇〇〇年)、R||デシモン、林田伸一(譯)「貴族は「種族」か社會關係か——近世フランスの貴族を捉えるための新しい方法を探る」(『思想』九五九、二〇〇四年)を参照。
- (25) 以下の記述の詳細は、渡邊義浩「西晉における五等爵制と貴族制の成立」(『史學雜誌』一一六―一三、二〇〇七年)を参照。
- (26) 越智重明「五等爵制」(『魏晉南朝の政治と社會』吉川弘文館、一九六三年)。
- (27) 西晉以降、陳までの爵位の展開については、楊光輝『漢唐封爵制度』(學苑出版社、一九九九年)を参照。
- (28) 中村圭爾「士庶區別」小論——南朝貴族制への「視點」(『史學雜誌』八八一―二、一九七九年、『六朝貴族制研究』風間書房、一九八七年に所收)。
- (29) 中村圭爾「初期九品官制における人事について」(『中國貴族制社會の研究』京都大學人文科學研究所、一九八七年、『六朝貴族制研究』前掲に所收)。
- (30) 多賀秋五郎「古譜の研究」(『東洋史學論集』第四、不味堂書店、一九五九年、『中國宗譜の研究』日本學術振興會、一九八一年に所收)。
- (31) 沈約の上奏のうち、戸籍に關わる部分は、池田溫「中國古代籍帳研究」概観・録文(東京大學出版會、一九七九年)、中村圭爾「南朝戸籍に關する二問題」(『人文研究』四四―一二、一九九二年、『六朝江南地域史研究』汲古書院、二〇〇六年に所收)を参照。
- (32) 梁の武帝の天監の官制改革が貴族制再編の意圖を持つことについては、宮崎市定「九品官人法の研究」(前掲)を参照。
- (33) 川合安「門地二品について」(『集刊東洋學』九四、二〇〇五年)は、この「南史」王僧孺傳の史料が、宮崎市定に代表される従來の研究において、官僚の履歷を編纂して姓譜を造つたと解釋され、これが門閥の上下を判斷し序列を定める際の根據とされた、と理解されていることを批判している。
- (34) 『魏書』官氏志の史料の性格については、松下憲一「北朝正史における「代人」」(『北魏胡族體制論』北海道大學大学院文學研究科、二〇〇七年)を参照。
- (35) 川本芳昭「北魏太祖の部落解散と高祖の部族解散——所謂部族解散の理解をめぐって」(『佐賀大學教養部研究紀

要』一四、一九八二年、『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院、一九九八年に所収）は、この史料の續きに、五服の制に基づく規定が見られることに着目し、孝文帝による氏族分定は、二つの範疇即ち漢民族的な親族概念と身分制の原理に基づいて行われ、それまで北族社會に存續してきた部族、或いは氏族が上からの力によって解體されたことを示す、と意義づけている。

(36) 後漢「儒教國家」の崩壊、それに伴う社會の分權化傾向の中で、儒教は「封建」の解釋を展開した。後漢の官學であつた今文系經學、就中、春秋公羊傳では、その勢力を抑制していた同姓諸侯を、春秋左氏傳を典據に積極的に活用しようとしたのである。かかる經義の展開により可能となつた「封建」に關する議論が後漢末より盛行する様子は、渡邊義浩「『封建』の復權——西晉における諸王の封建に向けて」（『早稻田大學大学院文學研究科紀要』五〇—四、二〇〇五年）を參照。

(37) 衛瓘の九品中正制度への批判、劉毅の「上品に寒門なく、下品に勢族なし」という批判も、これと同様の文脈で捉えられることは、渡邊義浩「西晉における五等爵制と貴族制の成立」（前掲）を參照。

(38) 「史記」卷六 秦始皇本紀に、兩者の議論は見られる。薄井俊二「始皇帝の「郡縣」「封建」論議をめぐって——始皇帝の政治方針と秦の朝廷」（『埼玉大學紀要教育學部』人文・社會科學 四六一—、一九九七年）も參照。

(39) 本田濟「魏晉における封建論」（『人文研究』六一—六、一

九五五年、『東洋思想研究』創文社、一九八七年に所収）は、魏晉期に封建論が盛んになったことから、「時代そのものが、中世的な、feudal な型に移行していることを看取し得る」としている。これを受けて、川合安「沈約の地方政治改革論——魏晉期の封建論と關連して」（『中國中世史研究』續編、京都大學學術出版會、一九九五年）は、魏晉の封建論と沈約の「郡縣論」とを比較し、これらをもとに分權の主張であるとし、「魏晉—南朝は、この意味において、一貫して「中世」貴族制の時代と把握しうる」と述べている。これに對して、辻正博「西晉における諸王の封建と出鎮」（『公家と武家』IV官僚制と封建制の比較文明史的考察、思文閣出版、二〇〇八年）は、渡邊義浩「『封建』の復權」（前掲）を踏まえ、中國中世における宗室諸王の封建と出鎮は、單に「封建諸侯の割據」ではなく、したがって、これを以て「封建制」の表象と見なすことはやはり難しい、としている。

(40) 石井仁「漢末州牧考」（『秋大史學』三八、一九九二年）、「無上將軍と西園軍——後漢靈帝時代の『軍制改革』」（『集刊東洋學』七六、一九九六年）。

(41) 窪添慶文「魏晉南北朝における地方官の本籍地任用について」（『史學雜誌』八三一—、一九七四年、『魏晉南北朝官僚制研究』汲古書院、二〇〇三年に所収）。

(42) 石井仁「六朝都督制研究の現状と課題」（『駒澤史學』六四、二〇〇五年）、「地方分權化」と都督制」（『三國志研究』四、二〇〇九年）。

- (43) かかる「分陝」政治の主張が、西晉末から東晉にかけて盛んであったことについては、趙立新『西晉末年至東晉時期「分陝」政治——分權化現象下的朝廷與州鎮』（花木蘭文化出版社、二〇〇九年）を参照。
- (44) 川本芳昭「北魏の封爵制」（『東方學』五七、一九七九年、『魏晉南北朝時代の民族問題』前掲に所収）。
- (45) 川本芳昭「五胡十六國・北朝史における周禮の受容について」（『佐賀大學教養部研究紀要』二三、一九九一年、『魏晉南北朝時代の民族問題』前掲に所収）は、崔浩の五等爵の尊重に周の尊重と魏晉への批判を見る。
- (46) もちろん唐代に爵位がなかったわけではない。爵位ではなく官品が基準とされたことを重視すべきなのである。爵位と官品の先後については、閻步克『從爵本位到官本位——秦漢官僚品位結構研究』（生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇九年）を参照。
- (47) 清田研三「支那封建論史稿略」（『東亞人文學報』二二三、一九四二年）は、「封建」を「聖人の意に非ず、勢なり」と斷ずる柳宗元の「封建論」を歷代の封建論の中で最も高く評價する。また、馮天瑜『封建考論』（武漢大學出版社、二〇〇六年）は、唐代の封建論として、李百藥・柳宗元のほか、魏征・顏師古・馬周の封建論を扱っている。
- (48) 司馬朗の主張でも「封建」と共に復興すべきとされていた「井田」の思想的系譜については、渡邊義浩「井田の系譜——占田・課田制の思想的背景について」（『中國研究集刊』三七、二〇〇五年）を参照。
- (49) 林文孝「顧炎武「郡縣論」の位置」（『封建・郡縣』再考）前掲によれば、明末の封建論は、その對象として宗室の比重が低下し、王朝の存続を必ずしも目的とせず、地方行政の問題が前面に現れ、『周禮』の理念にもとづく統治體制が提起され、一部の論者が世襲を除外することに特徴があるという。また、清末の「封建論」が、西歐近代の理解に道を開き、康有爲らの立憲運動に繋がることは、增淵龍夫『歴史家の同時代的考察について』（岩波書店、一九八三年）、地方自治の主張へと繋がることは、溝口雄三『方法としての中國』（東京大學出版會、一九八九年）を参照。

## CHINESE ARISTOCRACY AND “FENGJIAN”

WATANABE Yoshihiro

Chinese aristocracy was a status system organized on the basis of the authority of the emperor and was neither a bureaucratic system nor one based on the concept of *fengjian*. It is therefore difficult to term periods of history when the aristocracy prevailed as periods of aristocratic “society.” Aristocrats monopolized the cultural capital that formed the foundation of their existence, but this is likely due to fact the aristocracy was determined by its proximity to imperial authority. In order to advance the study of aristocracy, it is necessary to distinguish the aristocrats who were formed from a representation of a social status from the aristocracy that existed as a state-created social status.

The aristocracy created by the state was a national system constructed by the emperor based on five ranks of nobility and the distinction between officials and commoners. The aristocracy could therefore be transformed by the authority of the emperor. In the Southern Dynasties the Tianjian reform of Emperor Wu of Liang and in the north the determination of surnames by Emperor Xiao of Northern Wei, as well as the compilation of the *Zhenguan zhizuzhi* by Taizong in the Tang are representative examples of this power. After the initial establishment of an aristocratic system with its five ranks of nobility in the Western Jin, the aristocracies of the two Jin dynasties and the Northern and Southern Dynasties were legitimized through the concept of *fengjian*. This was due to the fact that in terms of social decentralization, the content of the concept of *fengjian* was appropriate in decentralizing the authority of the ruler but in preventing the decentralization of power of the entire central state. However, the aristocracy of the Tang dynasty departed from the standard of an aristocracy in which noble ranks could be inherited, and this clearly denied the principle of *fengjian*. On the other hand, among the three pillars of political policy promoted by the Confucians, i.e. the concept of *fengjian*, the well-field system, and schools, it was permanent fields for officials, which although it retained some elements related to *fengjian*, advanced the system of prefectures and districts 郡縣 more than the well-field system.

The periods of Chinese history when the concept of *fengjian* has been most contested are the Wei-Jin, late Ming, and late Qing. Among these, the use of *feng-*

*jian* to legitimize the aristocracy is closest to the example of Western Europe. The *fengjian* of China that denied the apportionment of land cannot serve as a marker of the “medieval” as a period in world history. Fixing the significance of the political system of China in terms of the concepts of *fengjian* and *junxian*, the system of prefectures and districts, is a task that remains to be addressed.

## THE OFFICE OF FUNCTIONARIES IN THE YUANYOU ERA OF THE SONG

KUMAMOTO Takashi

In the seventh month immediately after Lü Dafang 呂大防 had become the sole counselor-in-chief in the fourth year of the Yuanyou era (1089), the remonstrance official 諫官 Fan Zuyu 范祖禹 expressed his fear of Lü Dafang's autocratic rule, and the related incident concerning the Office of Functionaries 吏額房 also arose during the 8<sup>th</sup> and 9<sup>th</sup> month of the same year. The details of this incident are found in the diary of Liu Zhi 劉摯 who was vice director of the Secretariat 中書侍郎 at the time. The Old-Law-Faction government was confronted with a severe financial crisis in the Yuanyou period, and due to this fact, cutting back in every field became an urgent issue. Reducing the number of functionaries 吏額, who were salaried sub-official functionaries, *xuli* 胥吏, attached to the central government was one of those measures.

The establishment of the Office of Functionaries, which was composed of four *xuli* had been carried out by Dafang and it was directly under his control. It can be surmised that Dafang immediately presented his own proposals to the emperor and received a judgment when final plan to cut the number of staff in the Office of Functionaries was drafted. Although this was a critical issue regarding the central government, it is difficult to obtain information about the Office of Functionaries. This study first documents the establishment of the office in an effort to make a closer examination than Li Tao 李燾 had been able to. As a result of this study, the time of the establishment of the Office of Functionaries was almost certainly in the sixth month of the fourth year as the dismissal of deputy counselor-in-chief 次席宰相 Fan Chunren 范純仁 left Dafang as the sole counselor-in-chief and created the circumstances in which his “despotism” became possible. In relation to this, I examined the incident that Li Tao called the “mistaken issuance of the report in